

商 業 動 態 統 計 調 査

商業動態調査票丙 記入要領

(百貨店・スーパー用)

- ・調査票の記載内容については秘密が保護されます。
- ・過去の調査票は使用せず、同封の最新の票をお使いください。

2026年1月改訂版

経済産業省大臣官房調査統計グループ

百貨店・スーパー記入要領

I 調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、商業を営む事業所及び企業の事業活動の動向を明らかにするための商業動態統計を作成することを目的としています。

2. 調査の根拠法規

この調査は、統計法及びこれに基づく商業動態統計調査規則によって実施するものです。

3. 調査の期日

この調査は、毎月末日現在で行います。ただし、商品手持額については、四半期末日（3月、6月、9月及び12月）現在で行います。

4. 調査対象

この調査の対象は、百貨店・スーパーとして経済産業大臣が指定した事業所です。

百貨店・スーパーとは、従業者50人以上の小売事業所であって、次のいずれかに該当するものです。

- (1) 百貨店：日本標準産業分類の百貨店、総合スーパーマーケット(561)のうち次のスーパーに該当しない事業所であって、かつ、売場面積が特別区及び政令指定都市で3,000平方メートル以上、その他の地域では1,500平方メートル以上の事業所。
- (2) スーパー：売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用している事業所であって、かつ、売場面積が1,500平方メートル以上の事業所。

ただし、商業動態統計調査の家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンターの調査対象企業の傘下事業所で、調査対象となっている事業所を除く。

セルフサービス方式とは、あらかじめ包装され、値段が付けられている商品を、店に備えつけられたバスケットなどにより客が自分で取り集め、売場の出口などに設けられた勘定場で、一括して代金の支払いを行う販売方式をいいます。

なお、この調査は事業所単位ですので、本店、支店など個々の事業所が上記条件に該当

する場合は、対象事業所として毎月調査が行われます。

5. 報告者

報告者とは、事業所の管理責任者（以下「報告者」という。）をいいます。ただし、経済産業大臣が指定する企業（一括調査企業）にあっては、企業を代表する者をいいます。報告者は、調査票に掲げる事項について報告しなければなりません。

なお、報告者が報告を行わなかったり、虚偽の報告をしたりすると、統計法によって罰せられることがあります。

6. 調査票の提出期限、提出先、提出部数及び提出方法

調査票に掲げる事項について記入し、これに記名し、調査該当月の翌月 15 日までに到着するよう、同封の返信用封筒で経済産業大臣（※）に1部提出してください。

※提出先住所

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目 3 番 1 号

経済産業省大臣官房調査統計グループ サービス動態統計室 商業動態統計班

なお、同封の返信用封筒を使用する場合は、郵便事務処理上、経済産業省到着までに約4日間を要しますので、返送日に配慮してください。

調査票は、紙の提出の他、オンラインによる提出方法があります。オンラインによる提出を希望される方は、「Ⅲ オンラインによる提出」をご覧ください。

7. 商業動態統計調査報告控

記入要領の12～13ページの「商業動態統計調査報告控」に報告者の控えとして調査事項を記入の上、保存してください。なお、調査票は、控えとして使用しないでください。

8. 調査票の秘密の保護

調査票の取扱いについては、統計法第41条で個人又は法人その他の団体の秘密は保護されており、第40条では統計上の目的以外の使用は禁じられています。したがって、微税、その他報告者の利害に関するこに使用されることはありません。また、第57条では、この調査に従事する者がその業務に関して知り得た秘密を他に漏らした場合は処罰を受け

こととなっていきますので、個々の調査票は秘密扱いとされ、外部に漏れることはあります。

II 調査事項と記入上の注意

1. 一般事項

- (1) 調査票名下の「年月分」の欄には、調査該当月の年(西暦)月を必ず記入してください。これは、調査票を提出する年月ではありませんので、注意してください。また、調査票下段「調査票番号」となりの「年月分」の欄にも、調査該当月の年(西暦下2桁)、月を記入してください。

<調査票上段>



丙

調査該当月の年月 (同じ年月)
を記入してください。

<調査票下段>

統計調査番号	調査票番号	年月分		事業所・企業番号
		年	月	
A 0 3	0 0 0 3	2	0	
法人番号				

- (2) 「事業所・企業番号」欄の都道府県・整理番号は、お知らせした番号を記入してください。ただし、新規開店等による最初の調査票提出は、「事業所・企業番号」を空欄のまま提出してください。後日、経済産業省から「事業所・企業番号」を連絡いたします。
- (3) 調査の時期に休業中であっても、事業所名、事業所所在地、月末従業者数を記入して提出してください。なお、商品手持額などがあれば、それも記入してください。
- (4) 金額は、万円未満を四捨五入して記入してください。単位未満の場合は、0(ゼロ)を記入してください。なお、「¥」記号は付けないでください。
- (5) 休業、その他特別の理由で商品販売額又は商品手持額などの記入事項に著しい変動があった場合は、備考欄にその理由を記入してください。
- (6) 調査票には、黒か青のインク又はボールペンではっきり記入してください。

2. 記入事項

(1) 事業所名及び事業所所在地

- ① 事業所名は、企業名及び事業所名(店名等)を記入してください。ゴム印でも差し支えありません。
- ② 事業所所在地は、本社又は本店所在地及び事業所所在地を市、区、郡名から、町名、番地、番、号まで記入してください。
- ③ 電話番号については、調査内容の照会などに使用しますので、市外局番も忘れずに記入してください。

(2) 商品販売額

調査月の販売額を、次によって記入してください。

- ① 販売額は、月初めから月末までの1か月間のものを記入してください。
なお、やむを得ない場合は、一定の日を定めてその日から1か月前の期間を調査期間とすることは差し支えありません。ただし、その後は調査期間の変更をしないでください。
- ② 商品販売額は、7ページの「商品分類表」の内容例示によりますが、類似品については、それぞれ例示に準じて含めてください。
- ③ 現金販売は、その代金の全額を計上してください。
- ④ 信用販売は、商品を引き渡したときに、その代金の全額を販売額に計上してください。
- ⑤ 商品の受託販売を行っている事業所は、その取扱額を販売額として計上してください。
- ⑥ 試用販売は、購入の申し出があり、売買契約が成立したとき又は代金を入金したときに、販売額に計上してください。
- ⑦ 消化仕入れは、「売上仕入れ」ともいわれ、百貨店やスーパーが他の販売業者に店舗内的一部で商品を販売させ、売上金は百貨店やスーパーが一括管理し、一定期日に販売した商品の仕入れ相当額を販売業者に支払う形態をいいます。したがって、消化仕入れは、百貨店やスーパーの商品販売の一方法となりますので、販売額に含めてください。
- ⑧ 商品券により商品を販売したときには、その金額を含めてください。
- ⑨ 消費税などの間接税は、販売額に含めてください。

- ⑩ 加工貢、修理工料、仲立手数料、クリーニング、染色、貸衣裳、スポーツランド、その他の娯楽場、写真撮影及びその他サービス業務による収入は、販売額に含めないでください。ただし、商品の販売額と分けることが困難な場合は、販売額に含めても差し支えありません（その際は、備考欄にその旨を記入してください）。
- ⑪ 通信販売（インターネット受注による販売など）及び店外販売も販売額に含め商品別に計上してください。
- ⑫ 卸売及びテナント（百貨店やスーパーの構内的一部を賃借し、出店している別経営の事業所）の販売額は含めません。また、土地、家屋などの不動産の販売額、ホテル、マンション、商業ビルなどの内装工事費、旅行あっせんなどのサービス料金は、販売額に含めないでください。なお、やむを得ず販売額に含める場合は、備考欄に上記の販売額を各商品別に注記してください。

(3) 商品券販売額

調査月における商品券（百貨店ギフトカードなどを含む）そのものの販売額を記入してください。したがって、商品券の販売額は、商品販売額には含めないでください。

(4) 期末商品手持額

販売するために保有している商品手持額を、次によって記入してください。

なお、商品手持額はそれぞれ3月、6月、9月及び12月について調査しますので、該当する月には必ず記入してください。

- ① 商品手持額の評価は、仕入価格（仕入先事業者が消費税を上乗せした価格）によってください。ただし、それが困難な場合は、消費税込みの時価又は販売価格のいずれかによっても差し支えありませんが、評価の方法は月によって変更することなく、継続するように留意してください。
- ② 営業倉庫又は他の場所にある自家倉庫、置場などに保管している商品も、商品手持額に含めてください。
- ③ 期末商品手持額欄には、商品販売額欄のうちの紳士服・洋品(0141)、婦人・子供服・洋品(0142)、その他の衣料品(0143)、身の回り品(0144)、飲食料品(0145)、家具(0146)、家庭用電気機械器具(0147)、家庭用品(0148)、その他の商品(0149)に該当する商品の商品手持額を記入してください。

(5) 月末従業者数

調査月の末日現在で主としてこの事業所の業務に従事する人員（個人事業主、無給の家族従業者、有給役員及び常用雇用者をいいます。）を記入してください。

「常用雇用者」とは、期間を定めず又は1か月以上の期間を定めて雇用している者をいいます。なお、他の事業所から派遣されてきている者は除き、他の事業所に派遣している者は含めます。

(6) 売場面積

売場面積は、商品を販売するために実際に使用している延床面積を記入してください。

売場面積には、テナント(売場の一区画を賃借し、出店している別経営の事業所のこと)、商品券売場、食堂・喫茶室、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、階段、休憩室、化粧室、事務室、倉庫、配送所、駐車場などの面積は含めないでください。

売場面積は、小数点以下を四捨五入して記入してください。

(7) 月間営業日数

調査月において実際に営業した日数を記入してください。

(8) 備考欄

調査月において、特別な事情により販売額・営業日数等に影響があった場合は、備考欄にその理由を簡単に記入するようにしてください。また、その他特記すべき事項が生じたときも、備考欄にその旨を記入してください。

例1 4／1～4／15 改装休業。

例2 改装により売場面積縮小。

商 品 分 類 表

番 号		商 品 名	内 容 例 示
0101	0141	紳士服・洋品	紳士服、下着類、ワイシャツ、ネクタイ、靴下など
0102	0142	婦人・子供服・洋品	婦人服、子供服、下着類、ブラウス、靴下など
0103	0143	そ の 他 の 衣 料 品	呉服、反物、寝装具類、和装小物、タオルなど
0104	0144	身 の 回 り 品	靴、履物、和・洋傘類、かばん、トランク、ハンドバッグ、裁縫用品、装身具(宝石、貴金属製を除く)など
0105	0145	飲 食 料 品	野菜、食肉、鮮魚、飲料、和・洋酒、調味料、乾物、果実、菓子、パン、乳製品など
0106	0146	家 具	和・洋家具、室内調度品、神仏具、じゅうたん、カーテン、ござなど
0107	0147	家庭用電気機械器具	テレビ、ラジオ、ステレオ、DVD、エアコン、電気洗濯機、電気冷蔵庫、照明器具、電気こたつ、電気ストーブ、パソコン、電話機、携帯電話機など
0108	0148	家 庭 用 品	陶磁器、ガラス器、漆器、金物、荒物、ガス器具、石油ストーブ、水道器具、ミシン、編機など
0109	0149	そ の 他 の 商 品	医薬品、化粧品、洗剤、書籍、文房具、事務用品、貴金属、宝石、美術工芸品、時計、眼鏡、カメラ、ビデオテープ、CDソフト、DVDソフト、スポーツ用品、娯楽用品、玩具、電子応用玩具、ゲームソフト、楽器、園芸用品、大工用品、ペット関連商品、たばこ、喫煙具、燃料、自転車、自動車、トイレストペーパー、ティッシュペーパー、紙おむつなど
0110	—	食 堂 ・ 喫 茶	食堂、喫茶室、すし屋などその場で顧客に飲食させるもの

- (注) 1. 番号の左側は商品販売額、右側は期末商品手持額を記載しております(食堂・喫茶は商品販売額のみ)。
 2. 店外販売の金額も各商品別に分けて、それぞれの欄に含めて記入してください。
 3. 加工費、修理料、仲立手数料、クリーニング、染色、貸衣裳、スポーツランド、その他の娯楽場、写真撮影及びその他サービス業務による収入は、販売額に含めないでください。

III オンラインによる提出

オンラインによりご報告いただく場合は、以下の手順にてデータの入力等を行ってください（パソコン環境によってはお使いいただけない場合がありますので、10ページのパソコン環境をご確認ください）。

なお、調査対象者IDやパスワードがわからなくなつたなどご不明な点がございましたら、11ページに記載の「経済産業省 大臣官房調査統計グループ 統計情報システム オンライン調査担当」までお問合せください。

- ① 政府統計オンライン調査総合窓口 (<https://www.e-survey.go.jp>) を開いて政府統計コード、 調査対象者ID、 パスワードを入力し、政府統計オンライン調査システムにログインします。

政府統計オンライン調査総合窓口

QA よくあるご質問 | お問い合わせ

政府統計オンライン調査トップ > ログイン

政府統計オンライン調査総合窓口へのログイン

ログイン情報

ログインするためには、あらかじめ配布されたオンライン調査に関する説明資料に記載されている情報が必要です。
政府統計コード、調査対象者ID、パスワードはすべて半角で入力してください。

政府統計コード **必須** 統計調査を選択してください
 次回から入力省略

調査対象者ID **必須** 次回から入力省略

パスワード **必須** パスワードを表示する
 パスワードを忘れてしまった場合はこちら

ログイン

- ② 調査票の一覧画面から報告する調査票（商業動態調査票 丙（大型小売店用））を選択して、電子調査票をダウンロードします。

政府統計オンライン調査総合窓口

QA よくあるご質問 | お問い合わせ | ヘルプ | ログアウト

オンライン調査トップ > 調査票の一覧

調査票の一覧

パスワード・連絡先情報の変更 | 調査回答ファイルの一括送信

注意事項 +

経済産業省月次統計調査（生動・石油消費・商動・サービス動態・予測）

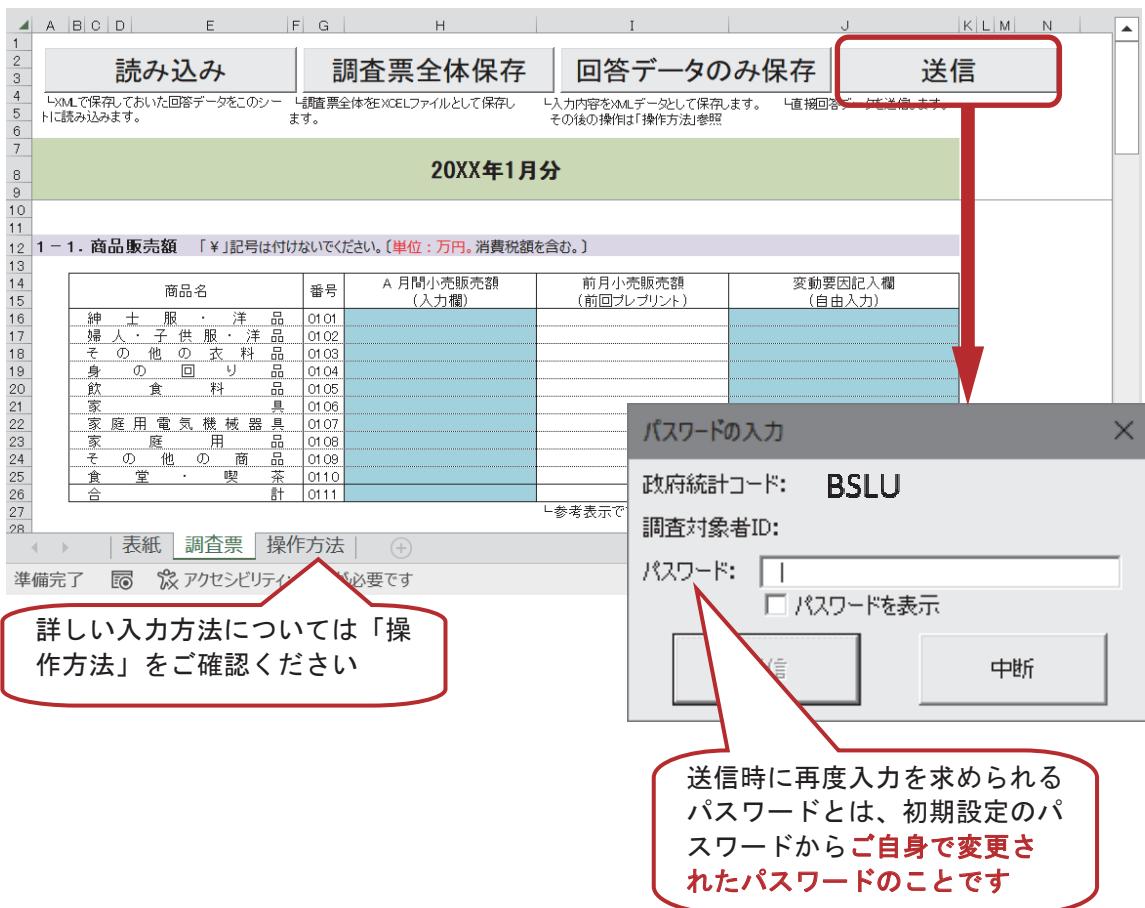
回答する電子調査票をクリックしてください。

実施時期	電子調査票 ?	ファイル形式	提出期限	状況	回答日時	参考資料等
20XX年 1 月分	令和X年0003商業動態統計調査票 丙(大型小売店用)	Excel形式	20XX-02-15	未回答		

このサイトについて | 利用規約 | 推奨環境 | オンライン調査の流れ | 回答情報の保護

当サイトは、各府省等の統計調査をオンラインで回答するための総合窓口として、独立行政法人統計センターが運用管理を行っています。

③ 以下のような入力画面が表示されますので、この画面で報告データを入力します。入力完了後、画面上のボタンより、電子調査票の保存、送信をして作業は終了です。



◆政府統計オンライン調査システム利用の推奨環境（2025年10月現在）

OS	ブラウザ	表計算ソフト（※2） (Excel調査票をご利用の場合のみ)
Windows 11 （※1）	Firefox 143 Google Chrome 141 Microsoft Edge 141	Excel for Microsoft 365 Microsoft Office Excel 2024 Microsoft Office Excel 2021

（※1）「デスクトップモード」の場合に限ります。

（※2）表計算ソフトにおける注意事項は以下の通りです。

- ・Microsoft Office Excel以外の表計算ソフトには対応しておりません。
- ・利用可能なバージョンは統計調査によって異なります。
- ・マクロ機能が組み込まれているExcel調査票については、マクロ機能を有効にする必要があります。
また、Excelのマクロ機能が有効な場合においても、ご利用の環境により回答送信できない場合（※）があります。

（※）例えば、企業内ネットワークにおいて仮想ブラウザが採用されている場合等が想定されます。

「政府統計オンライン調査システム」推奨環境の最新情報は、以下のページからもご確認いただけます。

https://www.e-survey.go.jp/recommended_env

◆オンラインによる提出の際のお願い

- （1）販売額が単位未満もしくは発生しない場合は、該当回答欄には0（ゼロ）を入力してください。
- （2）回答者情報に変更が発生した際は必ず入力してください。変更がない場合は入力不要です。

IV その他

【新規対象事業所の把握について】

貴事業所(貴社)で新規に 1~2 ページ I-4(調査対象)に該当する事業所が開店した場合は調査の対象となりますので、以下の商業動態統計調査事務局までご連絡ください。

また、政府統計オンライン調査システムについてのお問合せは以下の政府統計オンライン調査システムについての問合せ先までご連絡ください。

【商業動態統計調査についての問合せ先】

<商業動態統計調査事務局>

電話 : 0120-429-856 無料ダイヤル

E-mail : bz1-hei-chousa@meti.go.jp

受付時間 : 平日 9:00~18:00

【政府統計オンライン調査システムについての問合せ先】

〒100-8902

東京都千代田区霞が関 1-3-1

経済産業省 大臣官房調査統計グループ 統計情報システム室

オンライン調査担当

電話 : 03-3501-1090 (直通)

E-mail : bz1-stats-info@meti.go.jp

受付時間 : 平日 9:00~18:00

【経済産業省HP オンラインによる統計報告】

<https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/onchotop.html>

上記 HP にはオンライン報告による操作マニュアルやよくある質問及び回答が記載されています。操作時の参考にご覧ください。

【調査実施者】

〒100-8902 東京都千代田区霞が関 1-3-1

経済産業省 大臣官房調査統計グループ サービス動態統計室

商業動態統計班

電話 : 03-3501-1511 (内線) 2898, 2899

商業動態統計調査(丙)報告告

調査事項	1月分			2月分			3月分			4月分			5月分			6月分			
	百億	十億	千億	百万円															
商 品	0101 紳士服・洋品																		
	0102 婦人・子供服・洋品																		
販 売 領	0103 その他の衣料品																		
	0104 身の回り品																		
	0105 飲食料品																		
	0106 家具																		
	0107 家庭用電気機械器具																		
	0108 家庭用品																		
	0109 その他の商品																		
	0110 食堂・喫茶																		
	0111 合計																		
0121 商品券販売額																			
	0141 紳士服・洋品																		
	0142 婦人・子供服・洋品																		
	0143 その他の衣料品																		
	0144 身の回り品																		
	0145 飲食料品																		
	0146 家具																		
	0147 家庭用電気機械器具																		
	0148 家庭用品																		
	0149 その他の商品																		
	0150 合計																		
0201 月末従業者数																			
	0301 売場面積																		
	0401 月間営業日数																		
備考																			

貢事業者が報告した数値を該当欄に記入の上、保存してください。

調査事項		7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
商品販売額	0101 紳士服・洋品	百億	十億	千億	十億	千億	十億
	0102 婦人・子供服・洋品	百万	十万	千萬	十万	千萬	十万
	0103 その他の衣料品						
	0104 身の回り品						
	0105 飲食料品						
	0106 家具						
	0107 家庭用電気機械器具						
	0108 家庭用品						
	0109 その他の商品						
	0110 食堂・喫茶						
期末商品手持額	0111 合計						
	0121 商品券販売額	百億	十億	千億	十億	千億	十億
	0141 紳士服・洋品	百万	十万	千萬	十万	千萬	十万
	0142 婦人・子供服・洋品						
	0143 その他の衣料品						
	0144 身の回り品						
	0145 飲食料品						
	0146 家具						
	0147 家庭用電気機械器具						
	0148 家庭用品						
参考	0149 その他の商品						
	0150 合計						
2021月末従業者数		人	人	人	人	人	人
0301 売場面積		平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
0401 月間営業日数		日	日	日	日	日	日
備考							

貢事業者が報告した数値を該当月間に記入の上、保存してください。

○
秘

商業動態統計調査
(百貨店・スーパー用)

□年□月分

政府統計

提出先	経済産業大臣
提出日	翌月15日
部数	1部

丙

●記入に当たつては、裏面の記入注意のほか、記入要領を参照してください。

商	品	名	番号	月	間	小	売	販	額					
商	品	名	番号	百	億	十	億	千	万	百	万	十	万	万円
名	企	業	名	0101										
称	事	業	所	0102										
合	計		0111											

1-1. 商品販売額
「¥」記号は付けないでください。
(単位:万円。消費税額を含む。)

1-3. 期末商品手持額

この欄は3月、6月、9月及び12月分を報告するとき記入してください。(単位:万円。消費税額を含む。)

商	品	名	番号	商			品			商			品			持
				月	間	A	品	名	番号	期	末	商	品	手	額	
紳士服・洋品	0101			紳士服・洋品	0141		婦人・子供服・洋品	0142								
婦人・子供服・洋品	0102			その他の衣料品	0143		その他の衣料品	0143								
その他の衣料品	0103			身の回り品	0144		身の回り品	0144								
身の回り品	0104			飲食料	0145		飲食料	0145								
飲食料	0105			家庭用電気機械器具	0147		家庭用電気機械器具	0147								
家庭用電気機械器具	0106			家庭用器具	0148		家庭用器具	0148								
家庭用器具	0107			その他商品	0149		その他商品	0149								
家庭用器具	0108			合計	0150		合計	0150								
その他商品	0109															
食堂・喫茶	0110															
合計	0111															

1-2. 商品券販売額	番号	月	間	販	売	額	3. 売場面積	0301	平方メートル									
商	品	券	0121	百	億	十	億	千	万	百	万	十	万	万円	(備考)	0401	日	
合	計																	

この調査票の内容について照会されたときに答えることのできる人の所属名及び氏名

報告者の氏名

(電話) - - -)

統計調査番号	調査票番号	年	月	分	月	事業所・企業番号
A 0 3	0 0 0 3 2 0					

法人番号

経済産業省(サービス動態統計室)



政府統計

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。